

令和5年12月  
令和5年第5回栃木市議会定例会  
議案書及び議案説明書（その2）

栃木市



番 号

件

名

議案第128号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ..... 1

議案第128号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　　号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第5条に規定する被保険者均等割額（第1項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号アに規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、

当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2に規定する被保険者均等割額（第1項第1号ウ、同項第2号ウ又は同項第3号ウに規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2に規定する被保険者均等割額（第1項第1号オ、同項第2号オ又は同項第3号オに規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、その世帯に出産被保険者が属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにできる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにできる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(保険年金課)

議案第128号

## 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

### ◎改正の概要

- 1 出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額に係る規定を加えること。（第23条関係）
- 2 出産被保険者に係る届出に係る規定を加えること。（第24条の3関係）

### 〔参考条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第9.6条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第128号（保険年金課）

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

現	行
(国民健康保険税の減額)	
第23条 略	
2 略	

改 正 案

(国民健康保険税の減額)

第23条 略

2 略

3 国民健康保険税の納稅義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納稅義務者に対し課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定期日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定期月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定期月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条に規定する被保険者均等割額（第1項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号アに規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2に規定する被保険者均等割額（第1項第1号ウ、同項第2号ウ又は同項第3号ウに規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前

現

行

第24条の2 略

2 略

改 正 案

産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2に規定する被保険者均等割額(第1項第1号才、同項第2号才又は同項第3号才に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

第24条の2 略

2 略

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、その世帯に出産被保険者が属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

- (3) 出産の予定日

- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにできる書類

- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにできる書類

- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

## 栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名發祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔でありきつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかならだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

